

# 令和7年度与謝野町移住・定住関連制度のご案内

〔発行月〕令和7年4月

与謝野町では、まちや人の魅力が生み出す、与謝野町ならではの移住・定住の促進を図るため様々な支援制度を設けています。

いずれの制度も、支援を受けようと思われる方は、着手前によさの移住・定住サポート総合窓口(産業観光課内)(0772-43-9012)へご相談ください。



## 01 与謝野町空き家バンク制度

概要	対象者
空き家を「地域の資源」として活用し、与謝野町への移住・定住の促進、地域の活性化を目的として、移住・定住を希望される方に空き家情報を提供しています。	(物件登録) 与謝野町内に、利活用可能な空き家(土地及び建物)を所有している方で、「貸したい」「売りたい」とお考えの方
	(利用登録) 与謝野町への移住・定住を希望される方

### ●ご利用の流れ

(物件登録)

- ①書類の提出(申込書、土地及び建物の登記簿謄本等〔法務局で入手する全部事項証明書等〕)
- ②町及び協力仲介業者による現地確認
- ③登録完了、ホームページへ物件情報掲載

(利用登録)

- ①書類の提出(申込書等)
- ②登録完了
- ③物件案内

●空き家情報は、京都府北部連携都市圏移住・定住ポータルサイト「たんたんターン」「LIFULL HOME'S 空き家バンク」と「今日と明日」からご覧いただけます。

●物件登録、空き家所有者と移住・定住希望者のマッチング時の契約は、空き家バンク協力仲介業者を介して行います。契約が成立したときは、宅地建物取引業法に基づく媒介報酬が必要です。

## 02 与謝野町空き家バンク登録奨励金

概要	交付対象者	交付額
空き家バンクへの物件登録を促進するため、空き家バンクに登録された場合、その物件の所有者に対して予算の範囲内において奨励金の交付を行います。	次の要件をすべて満たす方 (1)令和2年8月1日以降に空き家バンクに登録された空き家の所有者であること (2)市区町村税の滞納がないこと (3)暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する方でないこと	5万円 ※1件の登録空き家につき、1回限り。

### ●申請受付

空き家バンク登録日から1カ月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで

### ●注意事項

申請に関し、不正な行為があった場合や、登録日から2年以内に次のいずれかの事由により空き家バンク登録から抹消する場合は、奨励金を返還していただく場合があります。

- (1)空き家バンクを介した売却又は賃貸契約成立以外の理由で抹消するとき
- (2)3親等以内の親族への売却又は賃貸契約により抹消するとき

## 03 移住促進住宅整備事業

概 要	主な補助事業	補助対象内容	補助対象者	補助金額
空き家バンク制度を通して、登録空き家を売却又は賃貸する登録空き家所有者、もしくは、与謝野町に移住・定住する目的で登録空き家を購入又は賃借する移住者で、条件を満たす方に、予算の範囲内において補助金を交付します。	(1)移住促進住宅整備事業	移住促進特別区域内にある登録空き家を買主が購入又は賃借し、自ら居住する目的で行う生活に必要な改修に要する経費。ただし、町内業者による改修が行われる場合に限る。	移住者	対象経費の2/3 (上限180万円)
	(2)空家活用型移住定住促進支援事業	移住促進特別区域外にある登録空き家を買主が購入(賃借は対象外)し、自ら居住する目的で行う生活に必要な改修に要する経費。ただし、町内業者による改修が行われる場合に限る。	移住者	対象経費の1/2 (上限90万円)
	(3)空き家流動化促進事業	家財撤去等に要する経費。ただし、移住者が購入・賃貸した場合に限る。	移住促進特別区域内にある登録空き家の所有者	対象経費の10/10 (上限10万円)

●主な補助要件は次のとおりです。

なお、予算には限りがありますので、随時ご相談ください。

ア 改修工事等の着工前の申請であること [(1)(2)(3)]

イ 移住者は、町外から住所を移転する方であること(町内転居は対象外) [(1)(2)]

ウ 移住者は、移住促進特別区域における移住促進計画に記載する人材像、条件等に合致する方であること [(1)]

エ 移住者は、定められた期間以上定住する意思を有する方であること

(期間内に転居、対象住居を取り壊し又は譲渡した場合は、補助金返還を求めることがあります)

[(1)(2)]

オ 移住促進特別区域とは、与謝小学校区地区(字与謝・字滝・字金屋)、桑飼地区(字温江・字明石・字香河)、岩屋地区(字岩屋)、山田地区(字上山田、字下山田)、加悦地区(字算所、字加悦奥、字加悦、字後野)

のこと ※令和7年4月1日時点 [(1)(3)]

カ 購入又は賃借に係る契約締結日が移住の日から起算して前後1年以内であること [(1)(2)]

キ 売却又は賃貸に係る契約締結日から起算して6か月以内に申請すること [(3)]

## 04 子育て世帯移住定住促進事業

概 要	補助対象者
<p>与謝野町に移住し、定住する目的で家屋の新築または新築建売住宅・中古住宅を購入(3親等以内の親族が所有する町内の住宅を購入した場合を除く)する子育て世帯に対して、予算の範囲内において移住定住に要する費用の一部を補助します。</p>	<p>(1)(2)(3)のすべてを満たす方</p> <p>(1)子育て世帯の世帯主であって、自治組織に加入し、及び地域活動に参加する意思を持つ次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 移住者であって、住民基本台帳に登録された日(転入日)において2年以上与謝野町に住民登録がなく、かつ、居住実態もない方で、申請日において転入後3年以内の方</p> <p>イ 移住希望者であって、申請日において2年以上与謝野町に住民登録がなく、かつ、居住実態もない方</p> <p>(2)令和2年4月1日以降に住宅取得に係る契約をし、かつ、住宅を新築した場合は登記事項に記載された新築の日、住宅を購入した場合は売買契約書における契約日から1年以内に申請をした方</p> <p>(3)当該住宅を自らが居住する住居とし、10年以上定住する意思を持つ方(途中で転居されたり、当該住宅を解体、譲渡等した場合には補助金の返還を求めることがあります)</p> <p><b>※子育て世帯とは</b> 子ども(申請日において義務教育終了前であって、補助対象者と同居しているものに限る)を扶養している、又は母子健康手帳の交付を受けている出産前の者を有する世帯</p>

### ●補助金額

基本額に加え加算により最大220万円

### ◎基本額◎

100万円(ただし、住居取得のために必要な費用の額を上限とする)

### ◎加算額◎

1 町内建築事業者建築加算額:20万円

(建売、中古住宅は対象外)

2 町分譲宅地取得加算額:10万円

3 子育て世帯加算額:10万円/人

3人目から子ども1人あたり20万円

(子ども最大5人まで)

4 移住促進特別区域加算額:10万円

(与謝小学校区地区(字与謝・字滝・字金屋)、桑飼地区(字温江・字明石・字香河)、岩屋地区(字岩屋)、山田地区(字上山田、字下山田)、加悦地区(字算所、字加悦奥、字加悦、字後野)のこと

※令和7年4月1日時点

## 05 与謝野町結婚新生活支援事業

概要	補助対象者	対象経費	補助金額
<p>新婚世帯等を対象に、引っ越し、住宅確保の経費を支援します。</p>	<p>次の全てに該当する世帯の方が対象 (前年度に資格認定を受けた方も対象となります)</p> <p>①補助金の申請年度に婚姻届等を提出した世帯 ※前年度の1月1日～3月31日までに婚姻届等を提出した世帯を含む ※与謝野町パートナーシップ宣誓書の提出も含む</p> <p>②夫婦等の両方が39歳以下の世帯</p> <p>③夫婦等世帯の合計所得が500万円未満</p> <p>④本町に住所を有する世帯 ※婚姻等の後、住所変更により本町に住所を有する予定の世帯を含む</p>	<p>・住宅の購入費・リフォーム費・賃料・敷金・礼金 ・共益費・仲介手数料・引越し費用 ※申請年度分に限りです。 ※その他詳細な要件についてはご相談ください。</p>	<p>(1) 夫婦等2人共が29歳以下 最大60万円まで</p> <p>(2) 夫婦等2人共が39歳以下 最大30万円まで</p>

## 06 創業等支援事業

概要		補助対象経費	補助金額	
創業	<p>新たに商工業を開業する場合、経費の一部を補助します。</p>	<p>設備等に係る費用</p>	<p>100万円以上の投資に対して対象経費の1/4以内 (上限50万円) ※消費税は対象外</p>	<p>町内事業者発注かつ町内在住者1名以上を雇用した場合、100万円以上の投資に対して対象経費の1/3以内(上限150万円)</p>

● 申請条件等／① 事業所等は町内に設けていただく必要があります。② 申請される法人または個人事業主は町内に住所を有する方に限ります。③ 補助金の交付は開業年度に限ります。

● 申請受付／令和7年12月19日(金)まで

## 07 お試し移住体験事業

概 要	利用者の主な条件	利用可能期間	利用料金
与謝野町への移住を検討されている方に、まちの様子を知り、暮らしを実際に体験してもらう機会を提供するため、町内の空き家を活用したお試し住宅の貸出を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与謝野町外に居住されている方で、与謝野町への移住を検討されている方</li> <li>・転勤・婚姻等による転入予定者でない方</li> <li>・お試し住宅の維持管理を適切にできる方</li> <li>・利用代表者が満20歳以上であること</li> <li>・暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する方でないこと</li> </ul>	1月以上3月以内(利用開始日から起算して365日以内において通算3月以内、年度をまたいでの利用不可)	月額40,000円 ※電気料、水道料、下水道使用料及びボイラー灯油代、放送受信料を含む ※利用期間に1月未満の端数が生じる場合は、1日あたり1,300円

### ●利用の主な流れ

利用希望開始日の60日前から14日前までに申込書類の提出が必要です

(入居前)

希望日程の空き状況の確認、利用目的のヒアリング、申込書類の提出

(入居時)

利用料金の支払い(前納)、鍵の貸与

(退去時)

清掃・ゴミ・備品などのチェック、鍵の返却

### ●概要

所在地: 与謝野町字岩屋

構造: 木造瓦葺2階建(居住スペースは1階部分)

築年月: 1927年

主な設備: エアコン、扇風機、こたつ、石油ストーブ、テレビ、洗濯機、掃除機、炊飯器、電気ポット、IH調理器(一部故障)、電子レンジ、オーブントースター、食器(一部)、自転車

駐車場: 1台

その他: 寝具、洗面具、衛生用品、日常消耗品、調味料等のご自身でご用意ください

電話、インターネット(WiFi)には接続していません

動物の持ち込み及び飼育は禁止しています(補助犬の場合はご相談ください)

退去時のゴミ処分は必ずご自身で行うようにし、残置物のないようにしてください

## 08 移住・定住アンバサダー設置事業

概 要	対象者	主な活動内容
与謝野町への移住・定住の促進を図るため、移住希望者に対する情報提供や相談、移住者の生活サポート等を担っていただく方を「与謝野町移住・定住アンバサダー」として募集・認定しています。	与謝野町内外で活動する、町とゆかりのある企業(団体)・個人	<ul style="list-style-type: none"><li>・町外からの移住定住を促進するために必要な情報を、移住希望者に発信すること</li><li>・移住希望者及び移住者の相談事項に対して、協力・助言を行うこと</li><li>・移住希望者及び移住者と、移住地域の住民・企業との調整を行うこと</li><li>・移住者の交流及び移住者と移住希望者の交流を促進するための企画を行うこと</li></ul>

### ●認定

審査の上、随時アンバサダーに認定します。(認定期間の定めはありません。無償。)

#### ■問い合わせ窓口■

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1  
よさの移住・定住サポート総合窓口  
与謝野町役場 産業観光課  
TEL 0772-43-9012 FAX 0772-46-2851  
E-MAIL sangyokanko@town.yosano.lg.jp